

選挙運動の自由

—その憲法上の意義 (一)

戸 松 秀 典

はしがき

- 一 選挙運動の意味
- 二 憲法と選挙運動の自由(以上一三号)
- 三 言論の自由と選挙運動の自由(以下本号)
- 四 選挙運動の規制根拠
むすび

三 言論の自由と選挙運動の自由

一 「思想の自由市場」の理念 選挙運動の自由が言論の自由の構成要素の一つであることは、前節においてみたように、日本国憲法のもとでも一応の理解がなされているといえる。しかしながら、法制度上、その一応の理解が生かされておらず、選挙運動に特別な扱いがなされ、「独自性」がみとめられるのであるから、ここではなによりも、西欧、特にアメリカにおいて、選挙運動と言論の自由とがいかなる結びつきをもって理解されているかというところに焦点をあてるのが適当であろう。そして、その焦点は、おのずから言論の自由の基本的意義を探ること

に出発点をおかなければならない。

近代における西欧の言論の自由は、「思想の自由市場」の理念を基盤として確立し、発展をしたことはいうまでもない。選挙運動の自由、それも現代の選挙運動の自由の意義を問う本稿の目的との関係では、「真理と虚偽を組み打ちさせよ。自由な公開の勝負で真理が敗れたためしがあるか」と、かつてミルトンが「アレオパジティカ」において述べた時点にまで立ち返り、その理念の意義と発展を迫る必要もなく、またその余裕もない。ここでは、現代の民主制のもとでその古典的自由市場の理念がいかなる意味をもつかということと、選挙運動の自由と自由市場の理念の今日的関連を探ることが適切であると考える。

(1) 現代の民主制と自由市場 伝統的な市場の理論が今日の社会にそのまま受け入れられるものでなく、むしろ強い批判にさらされていることは、多くの論者が指摘することである。その主要な批判点は、現代における言論・出版の自由の機能と限界を考察する論文の中で芦部教授がとりあげて考察を加えている二点、すなわち、思想の自由市場の作用に対し、市場の機構上のレベルで疑問が投げられること、および、自由な討論が真理に到達するという主張は立証できないことに尽きるといえる。確かに、思想の自由市場の理論は、そのような批判を免れることのできない内容をもっていた。しかし、それは、現代社会で一層鮮明になったということができよう。そのような難点もちながらも、市場の理論は、言論の自由の発展の過程で一定の機能を果たしてきており、また、現代の民主制において依然として意義を与えられていることに注目すべきである。

まず、市場の理論の意味するところが、憲法の保障する言論の自由を支える理念として受け入れられ、言論の自由の価値を説明することに役立っていることがあげられる。それは、ミルトンやミルの説くところが、合衆国憲法修正一条の保障する言論の自由に対する理論的基礎づけとして取り入れられたこととの関連でみることができる。

その代表例として、「真理を問う最善のテストは、市場の競争においてみずからを受け入れさせる思想の力」であると説いたホームズの有名な見解⁽⁶⁾を引用することができ、さらに、彼の思想を引き継ぎ発展させたブランドイスターが、自由な言論活動の意義を力説した例⁽⁷⁾も数多くの文献で引用されているとおりである。さらに、フランクファーターが、「文明の歴史は、かなりの程度、いったん正式の真理として受け取られた誤りを、他の真理に順次譲つてよいとする信念により置き換えられてきた。したがって、人が真理を追求する自由は、彼がどんな権威に挑戦しようとも、拘束されるべきではない」と述べた言葉⁽⁸⁾も引くのが公平であろう。それは、この自由市場の意義を修正一条の自由の観念に取り込む見解が、合衆国最高裁判所裁判官のうち進歩派、保守派を問わずひろく認められるからである。⁽⁹⁾

これらの見解は、真理の獲得のために市場の理論を強調する点で共通しているが、その説くところの詳細に関して異なる性格をみせている。しかし、Shauerの指摘するように、一定の核心的原理をみることができるのである。⁽¹⁰⁾すなわち、言論の自由が目的でなく、真理を確認して受け入れる手段であると信じていること、真理が敵対的な過程に浸透し、思想間の競争の中から勝利を現わさせる力をもつことに信頼をおいていること、受け入れられた意見や広く容認された真理について深い疑念をもち、それと共に、偽りとして拒絶した意見が実際には真理かもしれないという可能性をも強く認めること、がそれである。このような原理に対しては、政治哲学的な観点から分析するならば、種々の難点を指摘することが可能であろう。しかし、そのような信念を基盤に自由市場を理想として説いたことの背景を探ってみると、そこに民主制の原理が密接な関連をもって存在していることを知ることができる。

民主制は、国民主権の原理を基礎として、国民のすべてが政治過程に参加でき、その代表の選出を通じて自己の意思が国政に反映される過程の確保を求める。社会においてそのような過程が確保されるためには、言論の自由が

不可欠の要素であると説かれるのである。⁽¹¹⁾この脈絡において、言論の自由は、政治的な要素を濃くしてとらえられていることに注目しなければならない。すなわち、民主制を維持することとの関係で侵害、制約の排除が要求される言論は、政治的言論なのである。それは、政治的諸問題にかかわる言論であり、とりわけ、政治家や国家の政策に対して批判を加える言論である。言論の自由が「政治的真理の発見と普及にとつて不可欠な手段である」と述べたブランドイスの言葉は、その代表例である。また、自由市場論者について右にみた共通原理を、民主制を基礎とした言論の自由の意義づけにも結びつけてみると、次のことが指摘できるのである。すなわち、言論の自由が目的でなく、民主制を維持するための手段と考えていること、思想間の競争の中から統治権者が現われることに信頼をおいていること、さらに、それにもかかわらず、統治権者なしに政府に対して懐疑的で批判を加えつつその交替の制度を確保する必要性を認めていることである。これらの諸点は、現代国家の抱える民主制の諸問題を検討する過程で必ず登場せしめられることである。

このように、自由市場論の説く真理獲得は、言論の自由を民主制と結びつけて論ずることと切り放すことができない。したがって、Shauerが指摘するように、言論の自由について「民主制を基礎とする議論は、政治的言論がその性質と程度とにおいて異なるものである」という教訓をつけ加える。民主制を基礎とする議論のどの側面も決定的であるといえないが、それは、政治的言論を完全に異なったものとして扱うためのいくつかの理由を与えている⁽¹²⁾のである。

もっとも、言論の自由の価値との関係で、政治的言論をいかに位置づけるべきか、政治的言論とは何か、といった点については、多くの論議があり、その論議の中にみられる論点の分析を加えなければ、右の結論の意味は不十分なままとなろう。ただ、その分析に立ち入る前に、選挙運動が自由市場の理論とどのような関連をもつてとらえられているのかということを確認しておかなければならない。

(2) 選挙運動と自由市場 選挙運動が政治的言論そのものであることについては、すでに言及したことであるし、次項においてもさらに考察するので、ここでは、そのことを前提とした上で、論述することとしよう。

ところで、合衆国における選挙運動規制立法の全体の傾向は、自由市場の理念を基礎においているといわれている⁽¹⁴⁾。すなわち、選挙運動をいかに組織、構成し、さらに実行するかということは、完全に私人の主導権に委ね、政府の役割は、たんに選挙人の好みに合致するような機構を提供することや、一般に適用可能な法律を通じて、強制、賄賂、詐欺といった行為を排除することにあると考へるが、法制度の基盤にあると観察されているのである。もっとも、選挙過程に伴いがちな悪弊に加え、選挙資金の豊かな候補者が意思伝達手段を独占し、自由な競争が損なわれていること、したがって、情報を十分得ることのできるはずの選挙人の地位が脅かされているという状態がつまり、それに向けた規制がなされるようになってきてはいる。しかし、その規制は、自由市場を確保することに目的がおかれ、裁判所も規制立法に対し憲法上の厳しい審査を加える傾向をみせており、良貨は悪貨を駆逐するという、思想の自由市場の考へが全体として作用しているのである。そのことを、次のような若干の立法および判例の傾向をみることによって示すこととしよう。

(a) Buckley 判決の意義 選挙運動資金については、一九七一年に制定され、一九七四年に大幅な改正が加えられた連邦選挙運動法が、大統領選挙や連邦議会議員選挙との関係で種々の規制を設けたため盛んな議論を沸き起こしたが、その規制を修正一条の自由の保障と修正一四条の平等保護原則に違反するとして争った事件の判決である Buckley v. Valeo⁽¹⁵⁾ は、選挙にかかわる政治活動の自由の規制に対して最高裁判所が厳格な審査を行った代表例として最も重視されるものである。同事件においては、いくつかの争点が提起されたが、とりわけ、連邦議会議員候補者を支持してなされる個人の支出と候補者による支出の総額に制限を加える規定、また、候補者が自己の資金から支出する額に制限を加える規定について、最高裁判所は違憲と判示したことに注目させられる⁽¹⁶⁾。それは、候補

者の選挙運動への寄付制限は、議員の腐敗を除去し、腐敗の発生を防ぐこととの関係で、国家のどうしても必要な利益が認められ、正当化されるが、選挙資金の支出制限については、修正一条の保障する言論・結社の自由を侵害することになり、違憲となるというものである。

Buckley 判決の趣旨は、企業に対して選挙に影響を及ぼす寄付または支出を禁止する州法の合憲性が争われた事件の判決、*First National Bank v. Bellotti*⁽¹⁸⁾ においても踏襲された。その事件においては、議会への代表選出のための選挙でなく、住民投票にかけられる法案の賛否をめぐる政治活動について、企業の行う政治資金の支出を規制するところに Buckley 事件と異なる側面がみられたのであるが、最高裁判所は、そのことの故に、修正一条の保障する政治活動の自由の意義を重んじ、そのような規制を加えることが違憲となつたのである。すなわち、法案の賛否を住民に問う選挙に向けた運動のために企業が資金を寄付することは表現行為にあたり、かつ、それは、政治的な性格をもつもので、そのような政治的言論は、個人ばかりでなく個人の集まった結社・企業についても修正一条の保護を強く受けるものであること、公的問題にかかわる言論は、民主主義の決定過程に不可避のものであり、その発生源のいかんを問わず、大衆に情報を提供することに固有の価値をもつこと、したがって、そのような言論は、修正一条の保護の核心をなすものであることを強調した。その趣旨は、さらに、住民投票に付される法案について賛成・反対の運動を行う団体に対し、その活動資金として受け取る寄付金の額に制限を設けた条例が違憲だと争った事件の判決、*Citizens against Rent Control v. City of Berkeley*⁽¹⁹⁾ においても受け継がれている。すなわち、その判決においても、そのような条例の規定を違憲と結論する理由中で、最高裁判所は、修正一条が「異なる見解や対立する思想の衝突のための市場」を保護するものであること、その市場への政府による介入が「常に、厳格な司法審査を受けなければならない」ことを再確認して、論旨を展開させているのである。

これらの判決では、修正一条は、政治的結社と政治的表現を保護していること、また、同条は、異なった敵対的

な情報源からの情報の伝播を可能なかぎり最大限に広く保障し、国民の要求する政治的、社会的変革を目的とする思想が何らの拘束をうけることなく交換されることを保障するものであることを強調しており、それは、*Buckley* 判決の理由箇所を引用することにより論述されている。したがって、自由市場の理論は、この領域で、重要な意義をもつものであり、自由市場をできうるかぎり確保することが目標となっていることが判明した。

(b) 選挙にかかわる言論活動の規制 右にみた選挙資金に対する規制のほかに、選挙にかかわる言論活動の規制立法の例として、選挙運動用文書の執筆者ないし責任者を明示すべしとする一定の要件を課している場合がある。これは、ほとんどの州が設けているようであるが、その要件のために自己の見解を表明しようとする者が見解の表明を抑制される恐れが生じ、問題となる。*Talley v. California* 判決は、その問題を扱ったものであり、最高裁判所は、違憲の判断を下した。もっとも、その判決は、あらゆる配布文書について匿名で配布することを禁じた州法を、保護された言論を抑制するものであるから違憲となると判示したのであり、選挙用文書に対してのみ合憲性の判断が下されたのではない。選挙用文書についてのみ扱った事例はみあたらず、投票人が選挙にかかわる正確な情報を獲得するという利益を重視する必要があることにてらし、広汎な規制でなくより制限的でない手段を採用するならば、合憲となる余地があるとする見解がある。⁽²³⁾

もう一つの規制立法の領域は、選挙に関連してなされる言論活動において、立候補者の政治的地位や個人生活について虚偽の内容の言論を発することを規制する場合である。多くの州では、名誉毀損の民事訴訟にくわえて特に選挙にかかわる規制立法を設けているが、ほとんどの州が立候補者に対して悪意でなされた虚偽の言辞を規制の対象としている。そして、判例においても、中傷記事を掲載したとして立候補者が新聞社を名誉毀損を理由に訴えた事件に対する一九七一年の判決 *Monitor Patriot Co. v. Roy*, *Ocala Star-Banner Co. v. Dannon* が示すように⁽²⁴⁾、言論の自由の保護を重くみた処理をする傾向をみることができる。すなわち、それらの判決においては、*New*

York Times Co. v. Sullivan⁽²⁵⁾ (一九六四年) がうちだした、その言辭が虚偽であることを現に知り、虚偽であることをまったく意に介さないでなされたとき名誉毀損を問うことができるとする基準が適用されたのである。もっとも、その後、判例は、一九七四年の Gertz v. Robert Welch, Inc. 判決⁽²⁶⁾において、それより柔軟な基準に変化していることに注意しなければならない⁽²⁷⁾。しかし、選挙にかかわる虚偽の言論活動については、個人の名誉利益よりも、議会への代表者を選出するプロセスを保護することにかかわる社会的利益を重視しなければならない。その社会的利益には、当然、政治的言論が選挙過程においてはとりわけ保護されなければならないという要請が含まれて⁽²⁸⁾いる。

そこで、次に、政治的言論の意義を考察することとするが、そこには、以上概観した、自由市場の理念をなるべく確保するという立法、判例の動向が基盤となっていることを看過してはならない。

- (1) 前述(成城法学一三三号)一二九頁。
- (2) ミルトン(上野、石田、吉田訳)・言論の自由—アノパシテーカー(一九五三年、岩波文庫)六五頁。
- (3) 青部信喜・現代人権論(一九七四年)、第IV論文「現代における言論・出版の自由」一三八頁〜一四三頁。また、Schlag, An Attack on Categorical Approaches to Freedom of Speech, 30 U.C.L.A. L. Rev. 671 (1983) at 727 の参照せよ。
- (4) F. Schauer, FREE SPEECH: A PHILOSOPHICAL ENQUIRY (1982) at 15-34. なお、この書は「自由が言論の原則」を以て政治哲學の観点からの考察を加えてあるもので、本稿の以下の叙述でいくつか示唆を受けた。
- (5) J. S. ミル(塩尻公明、木村健康訳)・自由論(一九七二年、岩波文庫)。ミルトンを以ては、前掲注2。
- (6) Abrams v. United States, 250 U.S. 616 (1919) at 630 (Holmes, J., dissenting)。
- (7) Whitney v. California, 274 U.S. 357 (1927) at 375-378 (Brandeis, J., concurring in result)。
- (8) Dennis v. United States, 341 U.S. 494 (1951) at 546-553 (Frankfurter, J., concurring in result)。
- (9) 他は、連邦控訴裁判所の裁判官であり、保守的な見解を以ていたハンナの例である。United States v. Dennis,

- 181 F. 2d 201 (2d Cir. 1950); International Brotherhood of Electrical Workers v. NLRB, 181 F. 2d 34 (2d Cir. 1950) を参照せよ。
- (10) Schauer, *supra* note 4, at 16. 又、Schlag, *supra* note 3, at 726.
- (11) 前記、後述の(12)を参照せよ。
- (12) *Supra* note 7, at 375.
- (13) Schauer, *supra* note 4, at 46.
- (14) Developments in the Law—Elections, 88 Harv. L. Rev. 1111 (1975) at 1236. 又、L. H. Tribe, AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW (1978) at 798-799.
- (15) 邦語文献として、網中政機「合衆国連邦選挙運動法改正の一考察」矢野勝久教授還暦記念論集・現代における法と政治(一九八一年)一三五頁、久保田きぬ子「アメリカの『連邦選挙運動法』に関する一考察」田中二郎先生古稀記念・公法の理論Ⅰ(一九七七年)一五七九頁、石田栄仁郎「選挙資金の規制」公法研究四二号一二〇頁(一九八〇年)、同「アメリカにおける『一九七二年の連邦選挙運動法』制定経緯とその後の動向」比較法政五号一頁(一九七四年)、同訳「アメリカ合衆国『一九七一年の連邦選挙運動法』」近大法学二二卷二号一四三頁(一九七四年)、同訳「アメリカ合衆国『一九七四年の連邦選挙運動法』」その(1)(2)「比較法政六号一〇三頁、七号七一頁(一九七五年)」など。
- (16) 424 U.S. 1 (1976).
- (17) この判決は、いくつかの争点に対して判断を示した。すなわち、①連邦議会議員候補者を支持してなされる個人の支出と候補者の支出総額に制限を加えた規定を違憲、②候補者が自己の資金から支出する額を制限した規定を無効、③他人の政治運動に対する寄付金の上限を設けることは合憲、④大統領選挙の運動資金を公費で賄うという原則および法の定める特定の配分方式を合憲、⑤選挙運動のための寄付や支出を公開することを義務づける規定を合憲とした。この判決の内容および問題点については、石田栄仁郎「選挙運動の支出制限を違憲としたアメリカ連邦最高裁の判例と選挙資金の問題の再考(一)」「(二)」近大法学二四卷三三四号一頁、二五卷二号四五頁(一九七六、七七年)を参照せよ。
- (18) 435 U.S. 765 (1978).
- (19) 454 U.S. 290 (1981).
- (20) 特に、争点に対する一般原則を述べた箇所「A. General Principles (434 U.S. at 15-24)」が重要。

(21) 362 U. S. 60 (1960).

(22) Tribe, supra note 14, at 799.

(23) 401 U. S. 265 (1971).

(24) 401 U. S. 295 (1971).

(25) 376 U. S. 254 (1964).

(26) 418 U. S. 323 (1974).

(27) 最近の邦語文献として、松井茂記「名譽毀損と表現の自由(一)〜(四・完)」民商法雑誌八七卷四号四一頁、五号二六頁、六号一三頁、八八卷一号五一頁(一九八三年)。

(28) Supra note 14, 88 Harv. L. Rev. at 1279. Tribe, supra note 14, at 798.

二 言論の自由の優越的地位 言論の自由が人権のうちでもとりわけ高い価値をもち、優越的地位が与えられるものであることはよく説かれておりである。⁽²⁹⁾ ここでも、前項につき、言論の自由の中核的要素をなす政治的言論の自由、すなわち選挙運動の自由について、この優越的地位の原則がどのように働いているかをみることにする。

(1) 政治的言論の価値 言論の自由の価値が優越するものであることをどこに根拠づけるかという問題は、これまで多くの論議を生んできたが、いまだ決定的な解答を得るに至っていない⁽³⁰⁾といつてよい。それは、言論の自由そのものが豊富な内容をもっていることと同時に、それ以外の他の利益との調整が求められるからでもある。フランクファーター裁判官は、「言論の自由と他の利益との間に生じる不可避の衝突を調整することは、難しい問題であるとともにあくまで追求されるべき問題である⁽³¹⁾」と語ったが、他の諸利益との調整を追求する前に、まず、政治的言論の自由に焦点をあてつつ、言論の自由そのものの価値を追求することからはじめよう。

政治的言論が言論の自由の重要な要素であることは、いままで各所でみてきた。ところが、その価値の強調度については見解が分かれおり、その主要な見解として次のものを知ることができる。

まず、政治的言論にもっとも強い価値を与えたのは、わが国でもよく知られている Meiklejohn である⁽³²⁾。彼は、言論を私的言論と公的言論とに区別し、修正一条の保障の対象となるのは、後者の公的言論すなわち政治的言論であるとした。それは、民主主義社会においては、自己統治 (self-government) が最も重要な価値であること、そして、公的言論ないし政治的言論が自己統治にとって核心的要素であることを論拠とする。彼のいう自己統治は、ニュー・イングランドの小さな町における統治形態であるタウン・ミーティングの制度に強い影響を受けているが、それをアメリカにおける民主制に反映させて語ったのであった。たとえば、「言論の自由の原則は、自己統治のプログラムを進行させる必要性から生じている。…それは、公的問題が普通選挙権によって決せられるべしとするアメリカ国民の基本的合意から生じたものである⁽³³⁾」との論述にその現われの一端をみることが出来る。こうして、彼は、政治的言論の絶対的価値を説いたのであるが、そのような理論が現実社会で機能しないこと、修正一条の自由を政治的言論というあまりに狭いものにおしとどめたことについて批判を受けることとなった⁽³⁴⁾。しかし、言論の自由を保障することの意義を明確に理論づけようとしたこと、言論の自由を民主制との関連で語ったことについては、評価を得ているのである⁽³⁵⁾。

Meiklejohn の示した政治的言論の絶対価値論は、彼自身も修正を加えたこと⁽³⁶⁾、あるいは、以後の多くの論者による議論の展開により後退させられているということが出来る。しかし、その展開に抵抗し、言論の自由を保障する意義を政治的言論に限定する立場も依然として存在することを看過してはならない。その一人は、Boyd である⁽³⁷⁾。彼は、Wechsler の「中立原理」⁽³⁸⁾を受け入れ、「憲法上の保護は、明確に政治的である言論に対してのみ与えられるべきである」と主張した⁽³⁹⁾。言論の自由を政治的言論に厳しく限定するこのような立場は、極めて少数であるが、修正一条がアメリカ社会において中心的位置を占めていること、その言論の重要性に対する中心的位置づけを民主制に帰せしめていることにおいて、対立する論者との間に共通した基盤をもっていることを無視できない。そのこ

とを Kalven の見解についてみる事ができる⁽⁴⁰⁾。彼は、Bork も認めるように、右の共通基盤に立ちつつ、したがって、Meiklejohn の見解を基本的には正しいとして、New York Times 事件の判決⁽⁴¹⁾が示したように、最高裁判所が、公務員の問題から政治政策、公的政策、公的領域における諸問題へと弁証法的な展開をたどるような導きを受け入れて、Meiklejohn が提起した自由な言論の理論をゆっくり構築することになろうと観察しているのである⁽⁴²⁾。

さて、最高裁判所の構築する言論の自由の保障法理の発展傾向をみるならば、政治的言論にのみ絶対的価値を認めることについては、当然、多くの疑問が生じよう。そこで、言論の自由の価値をより広くとらえる論者の登場をみている。その代表者として、Branson をあげることができる⁽⁴³⁾。彼は、言論の自由を保障する意義の一つとして民主制の維持をあげ、それは、「文化全体の構築に参加する権利を包含し、かつ、宗教、文学、芸術、科学、および人類の知識・教養の全領域における表現の自由を含む⁽⁴⁴⁾」と説き、政治的言論は、そうした広範囲の言論活動の中の一つであるとしてとらえている。また、最近の見解として、Reish のそれがある⁽⁴⁵⁾。彼は、思想の自由市場の理論を蘇らせる試みをし、その理論の基礎づけとして自己実現の価値を強調した。すなわち、「個人は、生活に影響を及ぼす決定を行う際に、すなわち、自己の生活を支配する際に、自分に助力を与える情報や意見が非常に自由に流通していることを必要とする⁽⁴⁶⁾」と説くのである。ここでは、政治的言論が、民主主義社会に身をおく個人の生活にとって、他の言論の価値と相対的關係におかれてはいるが、それを軽視するものではないことはいうまでもない。さらに、自己実現と変化への参加のための個人の機会を最大限に増大することが、言論の自由の根本的価値であると説く Baker の見解⁽⁴⁷⁾も、右の二者と基本的な相違はないといえよう。最後に、「抑制の価値 (the checking value)」を修正一条の根底的価値であると説いた Brandeis の見解⁽⁴⁸⁾をあげておくことにしよう。彼によれば、修正一条の根底的価値とは、「自由な言論、自由な出版、さらに自由な集会が、公務員による権限行使の乱用を抑制すること (checking) に仕えることができるという価値である⁽⁴⁹⁾」となる。そこでは、Meiklejohn の理論に基礎をおきつつ、彼の理論

の難点を克服する努力をみることができ。したがって、政治的言論のみに高い価値を認めるわけではないが、それを中核として民主制の維持機能を重視した理論の展開をここにも知ることができるのである。

これら代表的論者の議論の中から、われわれは、次の諸点を学びとることができる。すなわち、政治的言論の価値を言論の自由の保障との関係で位置づける場合に、論者により、絶対的なものから他の言論との相対的なものとするに至るまで多様であること。しかし、政治的言論が価値の低いもの、あるいは、他の言論要素より強い制約に付してもかまわないとする議論はみられないこと。全体として、民主制の維持のために、政治的言論の自由な行使を重視していること、である。したがって、BeVier が分析を加えた⁽⁵⁰⁾、①唯一正統な修正一条の原則は、代表民主制の過程に参加する言論のみを保障することである、②制度的限界と政治的言論を現実⁽⁵¹⁾に十分保護するための必要性との両者が、厳密に政治的な言論といえない言論のカテゴリーに対して修正一条の保護を最高裁が拡大させることを正当化できる、という二つの命題は、アメリカにおいては確立したものとしてみることができ。

このようなコンセンサスに支えられて、すでにみた Buckley 判決およびそれに続く諸判決が登場していることが理解できるのである。そして、前節のおわりの部分で参照した Hayes 判決において、ブレナン裁判官が、修正一条の「貴重な憲法上の価値を損なうことは、どんな正当化のための理由をもってしても軽いものにとられないはずである⁽⁵²⁾」と述べていることも、そのようなコンセンサスの中では特異な存在でないことを認識しておく必要がある。

さて、以上の学説を中心にした政治的言論の価値にかかわる議論を基礎に、選挙運動に伴うもう一つの側面、すなわち、フランクファーターの指摘した「他の諸利益との間に生じる不可避の衝突を調整すること」⁽⁵³⁾を次に追求しなければならない。

- (2) 大衆の表現行為 選挙運動については、政治的言論の性格を見極めることともに、その言論行為の主体が

立候補者とか立候補者のための運動員のみでなく広く大衆が主体となっていることを見落としてはならない。前述の Hynes 判決がその判決理由の中で引用する諸先例は、そのような観点をうらづけるものである。⁽⁵³⁾

ここにいう大衆の表現行為とは、ビラ配りとか戸別訪問のように市民の誰もが手軽にできる行為をさす。⁽⁵³⁾ そのような行為に対する規制法令の合憲性判断を示した重要な先例として、一九四三年の *Martin v. Struthers* 判決⁽⁵⁴⁾ がある。それは、戸別に訪問してビラ配りをすることを禁止する市の条例が修正一条の権利を侵害するとして争われた事件に対するものであるが、最高裁判所は、その条例による戸別訪問の全面的禁止が違憲であるとして同条例を無効と判示した。法廷意見を述べたブラック裁判官は、当該条例が保護しようとしている利益、すなわち、家の住人が煩わしさから逃れて平穩を保つことや犯罪の恐れを避けることと、戸別に訪問して意見の表明をする者の利益との間の衝突を調整するための考察を加え、後者の利益を保護すべきとする結論を導いたのであった。その結論は、その事件に至るまでの諸先例の動向を決定づけるものであった。すなわち、市当局から書面による許可を得ないで文書の配布を行うことを禁じた条例を、修正一条に含まれる文書の配布の権利を侵害するものだとして無効と判示した一九三八年の *Lovell v. Griffin*⁽⁵⁵⁾、戸別訪問とそれに伴う勧誘行為に規制を加えた条例を違憲とした翌年の *Schneider v. State*⁽⁵⁶⁾、ならに、同様の行為に許可制を設けた条例が戸別に訪問して宗教上の勧誘行為をした者に適用された事件に対して、修正一条および一四一条の保障する自由な宗教行為の権利を侵害すると判示した一九四〇年の *Cantwell v. Connecticut*⁽⁵⁷⁾ がその先例である。ブラック裁判官は、これらの先例を引用しつつ、とりわけ、「パンフレット類は、意見の伝播を行う際に最も有効な手段であることが証明されている。そしておそらく、それらに個人の注意を向けさせる最も有効な方法は、人々の家庭にそれらを配布することである」と説いた *Schneider* 判決を引き、「もちろん、政治的生活を熟知する者なら誰でも分かっているように、戸別の選挙運動は、大衆の支持を獲得する一般に最もよく認められた方法の一つであり、……文書を戸別に配布することは、財力のない力の弱い人々

の運動にとつては不可欠のものである」と述べ⁽⁵⁹⁾ており、注目させられるのである。

Mathin 判決は、「イエホバの証人」という宗教に関連し、その宗教の布教目的のもとでなされたに文書配布行為が規制されたことを問題としたため、そこに政治活動のための戸別訪問行為が含まれてはいなかった。しかし、前述したように、Hynes 判決は、選挙運動のための戸別訪問行為の規制を対象としており、政治活動についても最高裁判所がその種の規制に敵しい態度を示すことが明らかとなったのである。ただし、同判決の法廷意見を述べたバーガー長官が、漠然性の法理に基づいて規制条例の違憲性を認定したことについて問題が残る。すなわち、彼は、その理由中で、戸別訪問をして勧誘をする行為を規制することには、そのような行為に伴う犯罪や煩わしさから市民を保護する地方政府の正当な権限が認められているとし、住民が受け取るメッセージの内容についても公権力が規制を加える権限を与えるに至らない狭い限定した規制であるならば、それは、修正一条を損なうことなく重要な利益に仕えることができ容認できると述べているからである。⁽⁶⁰⁾このことは、すでに指摘したようにブレナン裁判官との対立を引き起こしたのである。しかし、Hynes 判決から四年後に、戸別訪問行為——それにはビラ配り、意見の表明、寄付をはじめとする勧誘などが当然含まれるのであるが——の規制にかかわる修正一条の問題は、公権力の権限行使の乱用が全く予想されえない場合であっても存続するものであることを明確にさせる判決が登場することとなった。

一九八〇年に Village of Schaumburg v. Citizens for a Better Environment 判決⁽⁶¹⁾は、八対一の多数で、一定の要件に該当しない慈善団体が戸別に訪問したり街頭において寄付勧誘行為をすることを禁ずる条例を無効と判断した。その要件とは、寄付金の少なくとも七五パーセントを慈善目的のために支出しなければならぬとするものであるが、最高裁判所は、近隣の住民に慈善目的の募金を求めることが明らかに修正一条の保護の対象となり、当該条例による規制が不当に自由な言論の権利を侵害するものであるとし、公衆を詐欺、犯罪、過度の煩わしさから

保護するという条例の目的とその目的を達成するため設けた規制手段との間に、修正一条が要求するところを正当化できる十分な根拠が認められないと判示したのである。ホワイト裁判官による法廷意見によれば、右にみた Cantwell, Schneider 判決から Hynes 判決にいたるまでの諸先例に照らすと、「街頭で、あるいは戸別訪問により、寄付を求めて慈善の訴えをすることは、多様な言論上の利益——情報の伝達、見解や思想の伝播や宣伝、主張の唱道——を含み、それらが修正一条の保護の範囲内にあること」がはっきり確立されているのであり、修正一条の言論の自由を保護するために厳格な審査が加えられなければならないとするのであるが、それは、大衆の表現行為に対する合衆国最高裁判所の姿勢を示すものとして、わが国の選挙運動の自由に対する規制立法の合憲性を考察する際の重要な参考例となると思われる。

このようなアメリカにおける判例上の動向から、次の二点を指摘することができる。①文書・ビラの配布行為は、戸別訪問の行為も含めて、修正一条が保護する言論の自由の重要な内容としてとらえられ、それらの表現行為は、そこに社会的利益や個人的利益との衝突がみられるけれども、大衆が広く享受すべき優越した権利として厳格な司法審査のもとに強い保障が及ぶものとして扱われている。②その大衆の表現行為は、選挙運動という政治的活動との結びつきを常にもたせながら理解されており、選挙過程における表現行為を、より多くの制約に委ねる方向に特別に扱うという発想は全くみられない。これらの点と前項でみた自由市場の理論とを結合させて得られる憲法上の基本的理解を基礎として、わが国における選挙運動の自由に対する種々の規制を分析することができよう。そこで、次節では、その分析を行う際の出発点をあたえる論拠、すなわち、選挙運動に対する基本的規制根拠を概観することとする。

(29) 伊藤正己・言論・出版の自由(一九五九年)三三頁以下。もっとも、今日の言論の自由、表現の自由(以下では、「言論の自由」と「表現の自由」とを互換的に使用する)の問題をよく理解するためには、優越的地位にともなう「憲

- 法解釈とどういふかの原則を構成するだけでは、表現の自由の当面する今日的課題を解くには不十分である。」(首部信書・前掲書〔注3〕第III論文「表現の自由」九六頁)と云える。しかし、この関心は、優越地位の原則が選挙運動の自由を保障する基礎とならうなうことを問題とするのであるから、この原則をめぐって分析を加えなければならぬ。
- (38) T. Emerson, TOWARD A GENERAL THEORY OF THE FIRST AMENDMENT (1966) 中の冒頭で「修正一条に関する真に十分な、あらゆる包括的な理論が」存在しないことを指摘したが、以下でみるようにその指摘以後の相違は必ずしもこの論議が登壇していない。
- (39) Niemotko v. Maryland, 340 U. S. 268, 275 (1951) (Frankfurter, J., concurring in result).
- (40) Meiklejohn, Free Speech and Its Relation to Self-Government (1948), in POLITICAL FREEDOM (1965, Oxford University Press) を参照。
- (41) Ibid., at 27.
- (42) たいやぶち Chafee, Book Review, 62 Harv. L. Rev. 891 (1949) を参照せよ。
- (43) 修正一条による言論の自由の保障の意義、言論の自由の価値として考察を加えた論者は、いずれも彼の見解に刺激され、その議論の出發点と何んかの形で彼の見解をなしている。代表的論者として、後述するとそのを参照せよ。
- (44) Meiklejohn, The First Amendment Is Absolute, 1961 Sup. Ct. Rev. 245 を参照せよ。
- (45) Bork, Neutral Principles and Some First Amendment Problems, 47 Ind. L. J. 1 (1971) を参照。
- (46) Wechsler, Toward Neutral Principles of Constitutional Law, 73 Harv. L. Rev. 1 (1959) を参照。
- (47) Bork, supra note 37, at 20. だが、この主張は、司法審査権の行使のあり方に對する見解に深くかわる。修正四条の平等保護原則との関係ではあるが、松秀典「平等保護と司法審査(II)」国家学会雑誌九一巻三・四号一頁(一九七八年)二頁以下で、私は、それについて考察したことがある。修正一条との関係では、続稿においてそれを分析するにしよう。
- (48) H. Kalven, THE NEGRO AND THE FIRST AMENDMENT (1965) を参照。
- (49) 前掲註35をみよ。
- (50) Kalven, The New York Times Case: A Note on "The Central Meaning of the First Amendment", 1964 Sup. Ct. Rev. 191, 221. 1964 SUP. CT. REV. 191, 221. 1964 SUP. CT. REV. 191, 221.

(37) T. Emerson, THE SYSTEM OF FREEDOM OF EXPRESSION (1970) を参照。

(44) Ibid., at 7. なお、彼は「民主的な社会における表現の自由は、①個人の自己充足、②知性の促進と真理の発見、③社会の全成員による政策決定への参加、④適応しやすさ、より安定したコミュニティの確立といった四つの基本的価値がある」といふ。Emerson, supra note 2, at 6-7. また、この見解を基礎に「バーガー・コート」の動向を分析したEmerson, First Amendment Doctrine and the Burger Court, 68 Calif. L. Rev. 422 (1980) を参照せよ。

(45) Redish, The Value of Free Speech, 130 U. Pa. L. Rev. 591 (1982) を参照。

(46) Ibid., at 618.

(47) Baker, The Process of Change and the Liberty Theory of the First Amendment, 55 Cal. L. Rev. 293 (1962); Realizing Self-Realization: Corporate Political Expenditures and Redish's the Value of Free Speech, 130 U. Pa. L. Rev. 646 (1982); Scope of the First Amendment Freedom of Speech, 25 U. C. L. A. L. Rev. 964 (1978) を参照。

(48) Blasi, The Checking Value in First Amendment Theory, 1977 A. B. F. Research J. 521 (1977) を参照。

(49) Ibid., at 527.

(50) BeVier, The First Amendment and Political Speech: An Inquiry into the Substance and Limits of Principle, 30 Stan. L. Rev. 299 (1978) を参照。

(51) Hynes v. Mayor and Council of Borough of Oradell, 425 U. S. 610, 630 (1979) (Brennan, J., concurring in result).

(52) 前掲注31参照。

(53) 私は、選挙運動を大衆の表現行為と結びつけて理解すべきことを指摘したことがある。戸松秀典「戸別訪問禁止をめぐる最近の最高裁判決」法学教室一四号九四(一九八一年)。そのことは、以下にみるアメリカの判例傾向に「このように明らかならざるを得ない」。

(54) 319 U. S. 141 (1943).

(55) 303 U. S. 444 (1938).

(56) 308 U. S. 147 (1939).

- (57) 310 U. S. 296 (1940).
- (58) 308 U. S. 147, at 164.
- (59) 319 U. S. 141, at 146.
- (60) ハーガー長官は、その論述を、Z. Chafee, FREE SPEECH IN THE UNITED STATES (1964) at 406-407 に引用して行っている。
- (61) 444 U. S. 620 (1980).
- (62) *Ibid.*, at 632.
- (63) なお、その適用されようの less drastic means test をはじめとする裁判法理や審査基準の考察は、続稿で行う。

四 選挙運動の規制根拠

一 選挙の公正さの確保 現行の公職選挙法は、選挙運動に種々の規制を加えているが、その規制の基本的根拠には二つのものがあるといえる。その一つは、選挙の公正さの確保ということであり、他は、選挙の公平さの確保ということである。まず、前者について、その主要内容と問題点をみることにする。

公職選挙法上、選挙運動に該当するとされる個人の表現行為に対して、選挙犯罪として取締りの対象となる場合は、二つに区分されると説明されている。⁽¹⁾ その一つは、買収罪、選挙の自由妨害罪、虚偽事項公表罪、投票偽造罪等のように、反社会性をもつもので刑事犯的選挙犯罪とか実質犯と呼んで警察取締りの対象としているものをさす。他は、事前運動、戸別訪問、文書图画の頒布、演説会等を禁止・制限する場合であり、それらは、別に反社会性をもつわけがなく、選挙の適正な執行を確保する見地から加えられる規制であり、その違反は、行政犯的性质を有するものである。この両者を通じて、基本的には、選挙の公正さを確保するためであるとされる。⁽²⁾ これら二つに区分される選挙犯罪について、次にあげる基本的問題点が存在しているのである。

まず、公正さの確保という言葉には、多義的な觀念がこめられていることを指摘できる。すなわち、全体としてみると、刑事犯的選挙犯罪と行政犯的選挙犯罪との間には、公正さの意味に本質的違いがみとめられるのである。前者においては、選挙以外の場面においても同種の行為をするならば違法性をもち刑事責任を問われるが、選挙との関連で特に選挙の公正さが損なわれるというにすぎない。つまり、買収、妨害、虚偽表示、偽造といった反社会的行為に対する保護法益の一つに選挙の公正さがあるのである。これに対して、後者については右と別の觀念で選挙の公正さをとらえおり、その公正さは、もっぱら選挙との関連だけで登場するものである。しかし、選挙の場面との関連だけで選挙運動をとらえることができないことは、これまでの考察で十分指摘したとおりであり、そのことからこの発想が基本的に誤りであるということができる。また、個々の規制ごとにその意義が異なっているようにもとれるのである。たとえば、立候補者間に選挙運動の条件を画一化することによって得られる公正さを意味したり、刑事犯的選挙犯罪の発生を防止することとの関連で公正さを確保する所したりする。それらを一纏めにした規制根拠は、前節までに考察した選挙運動の憲法上の意義との関連でみるかぎり、安易に容認することを許さない問題点を含んでいるのである。

そこで、その問題の一端を、昭和四四年の最高裁判決が事前運動の禁止規定について示した見解を素材にしてみることとする。同判決は、次のように述べた。

「公職選挙につき、常時選挙運動を行なうことを許容するときは、その間、不当、無用な競争を招き、これが規制困難による不正行為の発生等により選挙の公正を害するにいたるおそれがあるのみならず、徒らに経費や労力がかさみ、経済力の差による不公平が生ずる結果となり、ひいては選挙の腐敗をも招来するおそれがある。このような弊害を防止して、選挙の公正を確保するためには、選挙運動の期間を長期に亘らない相当の期間に限定し、かつ、その始期を一定して、各候補が能うかぎり同一の条件の下に選挙運動に従事し得ることとする必要が

ある。公職選挙法一二九条が、選挙運動は、立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ
することができないと定めたのは、まさに、右の要請に応えようとする趣旨に出たものであって、選挙が公正に
行われることを保障することは、公共の福祉を維持する所以であるから、選挙運動をすることが出来る期間を規
制し、事前運動を禁止することは、憲法の保障する表現の自由に対し許された必要かつ合理的な制限であるとい
うことができるのであって、公職選挙法一二九条をもって憲法二二一条に違反するものということはできない。」

この判示するところは、要するに、事前運動の禁止規定は、選挙の公正をはかるための目的をもち、表現の自由
に対する合理的制限であり合憲であるというにある。⁽⁵⁾ところが、その選挙の公正さの確保という目的は、弊害の防
止のためであるとし、その弊害として、不当・無用な競争、規制困難な不正行為の発生、経済力の差による不公平
といったことがあげられている。いずれも、主として立候補者ないし被選挙人の行為に向けられた弊害のおそれの
指摘であり、見方を変えれば、それらの者を保護するためということもできる。そこには、選挙にかかわる情報の
受け手の利益についての考慮は全くなされてない。前節において、選挙運動が大衆の表現行為としての観点から
理解されるべきことを指摘したが、そのような観点は全くみることができない。さらに、表現の自由、それも政治
的言論の自由を制約するときには、制約の根拠を正当化する理由を厳格に審査する手法が用いられねばならない
はずであるが、そのような要請を取り入れた裁判法理の展開がみられず、単純に規制を合理的なものと結論してい
る。このような指摘は、他の戸別訪問の禁止、文書・図画頒布の制限規定についても同様に加えることができる
が、それについては、それらの規定を支える立法事実が何であるかという観点から分析を深める必要がある。

このように、公職選挙法の定める選挙運動の犯罪形態に二種のもののみとめられるが、その基本的根拠たる公正
さの確保ということには異なる意味があること、ことに、行政犯とされる選挙運動犯罪については、個別に規制根
拠を分析する必要があり、本節に至るまでにみた憲法上の基本的理解を基盤とする限り、多大の疑問点を伴って

ることが判明した。とりわけ、前節においてみた、自由市場の理念や言論の自由の優越的価値というアメリカ法が
おいている基盤をわが国の公職選挙法においてみつづけることができず、最高裁判所もその基盤の欠如に非難を加え
る姿勢を示していない。ここでは、その指摘にとどめておき、別稿においてさらに分析を深めることとする。

(1) 林田和博・選挙法(昭和三年)一七九頁。

(2) 同一七八頁。また、土井豊^{II}佐野徹治・選挙制度(昭和三年)二二五～二六頁。なお、それらの箇所では、「選
挙の自由公正」の確保という表現がなされているが、選挙の自由の確保、あるいは、選挙運動の自由の確保という目的
からの規定は公職選挙法上に全くといってよいほどみられず、その表現は「選挙の公正」の確保と同じ意味にとつてよ
いと思われる。

(3) 最高裁昭和四年四月二三日大法院判決・刑集二三卷四号二三三頁。

(4) この判決に対する判例評釈として、野中俊彦「選挙運動の自由と表現の自由」続日本の憲法判例(一九七二年)。

(5) たとえば、文書・図画頒布の制限規定(公職選挙法一四六条)について、最高裁昭和三〇年三月三〇日大法院判決・
刑集九卷三号六三五頁。ここでは、小林孝輔「選挙期間中の文書活動の制限」憲法判例百選II(一九八〇年)二七〇
頁、田中館昭橋「選挙運動の自由」新版憲法演習3(一九八〇年)二〇頁、野村敬造「選挙運動の自由制限」憲法の判
例(第三版)(一九七七年)五九頁などの文献をあげるにとどめる。

二 選挙の公平さの確保 選挙運動の規制に働くもう一つの基本的根拠は、選挙の公平さの確保というこ
である。それは、選挙過程に参与する主体が平等に選挙運動を展開することを求めるものである。公職選挙法上の諸
規定の中にそのような基本的要請を各所にみとめることができるが、従来、この選挙の公平さの確保という規制根
拠に対してあまり疑いをかけていないようなので、基本的問題点を指摘しておくこととする。

この規制根拠が現われている例の一つは、前述した事前運動の禁止にみられる。昭和四四年の最高裁判決も、
「選挙運動の期間を長期に亘らない相当の期間に限定し、かつ、その始期を一定して、各候補が能うかぎり同一の
条件の下に選挙運動に従事し得ることとする必要がある」と述べ、候補者の行う選挙運動に平等化の要請が働くべ

きことをみとめている。また、選挙用文書の頒布・掲示について加えた種々の規制の根拠には、明らかに公平化・平等化の要請を体现しているものといふことができる。葉書の枚数制限、ビラの種類、大きさ、枚数、頒布方法などの制限、ポスターの種類、大きさ、枚数、掲示場所などの制限といったきわめて詳細な定め（公職選挙法一四二～一四六条）は、選挙運動者のうち候補者のために、したがって、選挙情報の受け手である市民一般の利益については考慮せず、選挙運動の条件を画一化する目的をみることができるのである。

このような規制が、前節までにみた選挙運動の憲法上の意義を知る者にとって、およそ容認できないものであることは明らかである。情報の受け手の側の言論の自由が損なわれるばかりでなく、候補者の言論の自由も侵害されているからである。それらの規制を正当化できる根拠はどこにあるのか、究明する必要がある。

次に、このような一見して煩瑣な定めに実効性があるのか、疑いをもたれるのは当然といえよう。そのような疑いは、すでに旧憲法時代においても投げかけられていた。本稿のはじめに引用した美濃部達吉の場合⁽⁷⁾に加え、宮沢俊義も次のように指摘した⁽⁸⁾。

選挙運動の取締規定は、「その趣旨においては勿論何人も異議のないところであるが、併し取締規定の厳格なることはそれのみで常に必ずしも選挙の廓清をもたらし得るものでないことは注意を要する。元来煩瑣な取締規定はその励行がきはめて困難であり、容易に実効を挙げ得ないものであるのみならず、官憲による干渉の行はれる場合などにはそれは却って徒らに干渉の手段を提供する結果になり易い。即ち、政府は峻厳な取締規定を反対党に対してのみ励行することにより、十分干渉の実をあげ得ることになるのである。」

これは、民主制の原理や言論の自由の保障を強く主張することを許さない時代での指摘である。今日、日本国憲法のもとでは、およそ当然のこととして立法上も裁判法理の中にも生かされていなければならないはずである。憲法の平等原則は、言論の自由をそのように制約することを容認してはいないと思われるが、この点についてもさらに

考察を深める必要がある。

もっとも、すでにみたアメリカの例においても、選挙過程における平等化の要請は、立法上実現され、最高裁判所もそれを容認していることをここで看過するわけではない。しかし、*Buckley* 判決の意義を述べた箇所⁽⁹⁾で明らかにしたように、最高裁判所は、その要請に歯止めをかけ、選挙運動にかかる言論の自由の重要性を保つことに注意しなければならぬ⁽¹⁰⁾。すなわち、政治的平等の実現のために、言論の自由の保障が障害とされたり、軽視されることとがあってはならないのである。もしそのようなことになれば、選挙過程が基盤とする民主制の原理を否定する結果を招くからである。

(6) 前掲注3。

(7) 前述(成城法学二三号)二二〇頁。

(8) 宮沢俊義・衆議院議員選挙法(昭和四年・現代法学全集4)二九二頁。

(9) 本稿三・二(2)(a)参照。

(10) なお、アメリカにおいて、候補者の表現の機会を平等化する問題は、政治資金の規制に主として向けられている。それに関する文献は多く、ここでは、最近の Note, *Equalizing Candidates' Opportunities for Expression*, 51 *Geo. Wash. L. Rev.* 113 (1982) をあげるにとどめる。そこではわが国のように、候補者の選挙運動の方法を規制することにより、問題に対処しようという考えはみられない。

むすび

本稿の目的は、選挙運動の自由を確保するためにいかなる法理論を展開すべきかという観点のもとに、選挙運動の自由が憲法上もつ意義を考察することであった。以上の論述により、選挙運動が言論の自由の中核を占めるものであること、その自由の確保が民主制の原理を実現するため不可欠のものであること、憲法は、そのようなものと

して選挙運動の自由の保障を命じていることが明らかになったと思われる。しかし最後の部分でみたように、わが国では、法制面も裁判法理においても、自由の確保よりも、規制上の利益を重視する傾向が、つよく、アメリカにおける例と比較すると大きな差異が生じていることも明らかとなった。そこで、選挙運動の自由について憲法上の意義を説くだけでは、その自由を確保し、実効化するために不十分であり、本稿の中でしばしば指摘したように、選挙運動の規制理由を分析し、規制立法に対する合憲性判断を加えるための裁判法理の究明を必要とする。これらは、続稿で扱う主題である。

(とまつ・ひでのり) 本学助教

〔付記〕

私は、一九八二年四月、公選法違反事件を審理する福井地方裁判所において、鑑定証人として、本稿および続稿の内容を要約した選挙運動の自由に関する証言をしたことがある。本稿脱稿後、その事件の被告人の裁判支援団体がその時の私の証言記録全体を救援の為に記事と共に掲載したパンフレットを作成し配布していることを知った。私は、その発行について何も知らされておらず、また、私の証言が学問研究者の立場から行ったものであり、その事件の救援活動と何のかわりをもつものではないことをここに記すと共に、そのようなパンフレットの発行の仕方に対して強く遺憾の意を表す。

(一九八三・一〇・二〇)

The following information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.
 The information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.
 The information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.
 The information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.

The following information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.
 The information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.
 The information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.
 The information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.

The following information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.
 The information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.
 The information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.
 The information was obtained from the records of the
 Department of Health and Human Services, Office of the
 Inspector General, Washington, D.C. on 10/20/2001.